

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

JFEエンジニアリング株式会社(神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1)[7000000585]
株式会社ピーエス三菱(東京都港区東新橋1-9-1)[7000000106]

2. 資格登録停止措置の期間

令和6年7月11日 ~ 令和6年7月25日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、令和6年5月30日「北陸自動車道(特定更新等)新手取川橋(上部工)工事」(金沢支社発注)において、自走台車の解体作業中、架台上に仮置きしていた台車の梁が転倒し、近くで作業していた作業員が右足首を挟まれ負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)